

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	重度障がい者医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、重度障がい者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和8年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	重度障がい者医療費の支給に関する事務	
②事務の概要	医療費にかかる重度障害者の負担を軽減することを目的として、重度障がい者医療費の助成制度を実施している。 ①申請に基づき受給資格および加入保険を確認し、認定する。 ②世帯の所得状況により県補助の有無を確認する。 ③受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 特定個人情報ファイルは、重度障がい者医療の認定審査(補助対象の把握を含む)・受給者の現況把握に使用する。	
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
受給者台帳情報ファイル、所得状況ファイル、統合宛名ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び第5条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	住民課	
②所属長の役職名	住民課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	新宮町住民課 保険年金医療担当 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1733 (直通)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有す	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては受講者からの伝達講習を実施し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、業務フローの見直し等を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月3日	3. 個人番号の利用	利用までに制定する条例に規定する予定(番号法第9条第2項)	新宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	事後	新規の評価書に併せて提出
平成28年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号(評価委員会規則掲載予定)	番号法第19条第14号	事後	新規の評価書に併せて提出
平成30年8月1日	I-5. ②所属長の役職名	住民課長 阿部 智起	住民課長	事後	
平成30年8月1日	I-8. 連絡先	(内線174)	(内線176)	事後	変更項目整理のため
平成30年8月1日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-8. 連絡先	(内線176)	(内線177)	事後	変更項目整理のため
令和1年6月28日	II-1. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	番号法第19条14号	番号法第19条8号	事後	法令上の根拠の追記のため
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	
	II-1. いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
	II-2. いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	基礎項目評価書	重度障害者医療費の支給に関する事務	重度障がい者医療費の支給に関する事務	事後	重度障がい者医療の支給に関する条例改正のため
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	重度障害者医療	重度障がい者医療	事後	重度障がい者医療の支給に関する条例改正のため
令和8年1月16日	I-8. 連絡先	092-962-0231 (内線177)	092-963-1733 (直通)	事後	
令和8年1月16日	IV-8. 人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和8年1月16日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事後	